

月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する弊社は、毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用 ・ 厚生労働省 ・ 国土交通省 ・ (株)官公通信社 ・ 高齢者住宅新聞社 ・ 福祉新聞 ・ 日本経済新聞 他

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246
関市緑ヶ丘2-5-78
TEL : 0120-337-301
FAX : 0575-24-5733

障害者総合支援法など 一括改正法が成立 居住、就労を多様化



※出典：福祉新聞より

障害者総合支援法など8法の一括改正法が12月10日、参議院本会議で与党などの賛成多数で可決された。障害者の住まいや働き方の幅を広げることが柱。精神保健福祉法の改正事項も含め、都道府県・市町村の力量に委ねるものが多く、改正事項が適切に運用されるか不安視する声が相次いだ。8日の参院厚生労働委員会では35項目の付帯決議が付いた。施行は一部を除き2024年4月1日。

改正法案は障害者総合支援法、障害者雇用促進法、精神保健福祉法などを束ねた。総合支援法は障害者のグループホーム（GH）の定義を変える。

入居者のうち希望する人がアパートなどでの暮らしに移れるよう支援すること、移行後の定着を支えることを支援内容に追加する。

就労については、働き方の選択を支える新サービス「就労選択支援」を創設する。短時間（週10～20時間未満）なら働ける精神障害者を雇う企業のメリットになるよう、障害者雇用促進法に特例を設けて雇用率への算定を認める。

これらは障害者が福祉サービスの枠にとどまらないよう、住まいや働き方の多様化を進めると評価できる半面、福祉からの離脱促進ともとれる。

一括改正法の主な内容

GH	1人暮らしを希望する人の移行支援、移行後の定着支援をGHの定義に追加
就労	新サービス「就労選択支援」を創設 労働時間が週10～20時間未満の精神障害者を雇う場合、事業主の雇用率に算定する
精神障害	医療保護入院について、市町村長同意の範囲を拡大。入院期間を6カ月以内で定める 新サービス「入院者訪問支援事業」を創設 精神科病院における虐待の通報制度を創設
難病	医療費助成の開始時期を前倒しする。患者に「登録者証」を発行する仕組みを導入

改正障害者総合支援法案ポイント

障害者総合支援法の改正は注目の集まるトピックスだ。重度化や医療対応の方向性に加え、軽度な方へのサービスの拡充も見られており、より多様な福祉サービスの展開が求められているだろう。

福祉事業開業のご相談は弊社まで。